

## 第21回 創業・IT等ワーキング・グループ 議事概要

1. 日時：平成26年4月14日（月）16:00～16:53

2. 場所：中央合同庁舎4号館2階共用第3特別会議室

3. 出席者：

（委員）安念潤司（座長）、滝久雄（座長代理）、松村敏弘

（専門委員）小林三喜雄、圓尾雅則、川本明、久保利英明

（政府）稲田内閣府特命担当大臣（規制改革）

（事務局）大川規制改革推進室次長、柿原参事官

4. 議題：

（開会）

国際先端テスト結果報告

①「流通・取引慣行ガイドラインの見直し」

②「ダンスに係る風営法規制の見直し」

③「研究設備等に関する高圧ガス規制の緩和」

（閉会）

5. 議事概要：

○大川次長 それでは、定刻でございますので規制改革会議第21回創業・IT等ワーキング・グループを開催させていただきたいと思っております。

皆様方には御多用中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

本日、所用により、翁委員、佐久間委員、森下委員は御欠席でございます。

また、本日は稲田大臣に御出席いただいております。

開会に当たりまして、まず稲田大臣から御挨拶をいただきたいと思っております。大臣、よろしくお願いたします。

○稲田大臣 本日は、創業・IT等ワーキング・グループの国際先端テスト対象となった検討項目について、各省からの回答を御報告いただき、御議論いただくことになっております。

創業・IT等ワーキング・グループからは「流通・取引慣行ガイドラインの見直し」「ダンスに係る風営法規制の見直し」「研究設備等に関する高圧ガス規制の緩和」の3件を国際先端テストの対象といたしております。どれも諸外国と比較して過重な規制ではないかという指摘を受けているものでありまして、世界で一番企業が活動しやすい国を目指す上でも、必要な規制改革事項ということで議論したいと考えておりますので、どうぞよろしくお願申し上げます。

○大川次長 どうもありがとうございました。

それでは、議事を進めさせていただきます。

なお、本ワーキング・グループにおきましては、議事概要を公開することとなっておりますので、御了承願います。

以後の進行は、安念座長にお願いいたしたいと存じます。安念座長、よろしくお願いたします。

○安念座長 どうもありがとうございます。

それでは、早速本日の議題であります「国際先端テスト結果報告」に入りたいと思います。既に大臣から御指摘をいただきました3項目を取り上げておりますので、それぞれの項目について、事務局より御報告いただいて、議論したいと存じます。

では、よろしくお願いたします。

○柿原参事官 それでは、事務局から説明いたします。

まず1点目、資料1「流通・取引慣行ガイドラインの見直し」を御覧ください。資料のつくりは、資料2、資料3も同じですが、それぞれの関係省庁、例えば最初のガイドラインですと公正取引委員会なのですが、それに対して国際先端テストの質問状を投げております。

それに対する回答ということで、回答資料そのものはその後ろにありますA3判の【国際先端テスト シート】ということで、それぞれ比較する国が、日本を一番左側に置いて、それぞれ各国が右に幾つか並ぶという形で、縦軸がそれぞれの項目に関連した質問が書いてございます。

こちらのA3判のほうは両面ということで、かなり詳細な結果をいただいておりますけれども、本日は時間の都合等もございまして、その概要をこの資料1のA4判の1枚の紙、裏表になっている部分もございまして、これに沿って簡単に御報告したいと思います。

まず資料1に戻っていただいて、最初の箱のところは、当該規制の概要や課題を並べたものでございます。下の点々で記載しているものが、それぞれ規制所管省庁の回答の概要でございます。つくりとしては、まず(1)で諸外国の状況。日本から始めて、各国の状況。それから(2)で、当該規制の廃止・見直しを検討するに当たり留意すべき点についての規制所管省庁の主張という構成になっております。

流通・取引慣行ガイドラインにつきましては、このワーキング・グループでも有識者のヒアリングを通じまして検討を進めていただいているところでございます。

規制の概要については、そこにありますとおり、独占禁止法にガイドラインという解釈を示したものがあつたのですけれども、この独占禁止法あるいはガイドラインによりますと、メーカーが流通業者に対して正当な理由なく再販売価格を拘束することは禁止ということ。また、メーカーによる流通業者に対する取引先や販売地域の制限など、非価格制限についても、市場における公正な競争秩序に悪影響を及ぼすおそれがあると認められる場合に、違法となるということでございます。ここが概要です。

次が課題ですけれども、日本は現行、デフレがずっと続いているということもありますので、メーカーとしては小売業者と連携してブランディングということで、多様化した消費者のニーズに対して価格以外の付加価値を提供するということが重要になっておりますけれども、このガイドラインによって、なかなかそういった連携も難しいという指摘があるということから出発したものでございます。

所管省庁の回答の「（１）諸外国の状況」で、まず日本ですけれども、これにつきましては、そこに挙げている２つの点に集約されます。

１点目が、再販価格維持でございますが、正当な理由があるか、ないかということで、ないものは禁止ということですが、その判断材料として下線を引かさせていただいておりますけれども、「市場における公正な競争に悪影響を及ぼすおそれ」があるかどうかということでございます。非価格制限行為についても、「市場における公正な競争秩序に悪影響を及ぼすおそれ」ということでございます。

こちらも従前、公正取引委員会のほうからヒアリングをした際にもいろいろな論点がありましたので、今、諸外国の規制と並べて、こういった言い方で公正取引委員会の回答が出ていることに留意する必要があると。すなわち、後から出てきますけれども、当然に違法にするかどうか、あるいはこのように正当な理由という条件をつけるかどうか、あるいはその場合の条件がどういう言い方になっているか。ここで言いますと「市場における」という言い方がされていますけれども、こういったところが今回の回答の特徴と思っております。

続きまして米国でございますが、こちらは従前の判例の変更がありまして、一言で言いますと、２行目にありますけれども、競争促進効果と競争制限効果を比較し、競争促進効果が上回る場合には合法とされる「合理の原則」をとっているということでございます。

なお、アメリカ合衆国は州制をしいておりますので、州によっては一切の正当化を許さず、行為の外形から一律に違法とする当然違法というものもあるということでございます。

続きまして、欧州、ヨーロッパですけれども、こちらはまず、再販価格維持については原則違法ということでございますが、欧州委員会で個別に判断し、事業者が次の①から④の４つの要件を全てを満たすということで、

①は、商品の生産・販売の改善または技術的・経済的進歩の促進に役立つ、

②は、利益が消費者に等しく行き渡る、

③は、必要以上の制限を課するものではない、

④は、実質的な部分について、参加者の競争を排除するおそれがないということでございます。

ただ、こういう４つの要件はあるのですけれども、欧州委員会が事業者からの説明を受けて、認めた例はないということでございます。

今のは価格維持で、非価格制限については、これはアメリカと似ていますけれども、負の効果と正の効果と比較し、違法性を判断するということでございます。

最後に韓国ですけれども、韓国もヨーロッパに近いのですが、再販価格維持については、正当な理由がある場合を例外として、それ以外を禁止。正当な理由については、サービス競争の促進、商品選択の多様化、市場への簡単なアクセスといったこと。

非価格制限についても、比較考量し、違法性を判断するというところでございます。

裏側に行きまして、以上の結果を踏まえて、公正取引委員会の主張としては、そこにある5点です。

これまで公正取引委員会から主張されていることも多数含まれますけれども、規制は、公正かつ自由な競争を促進するために必要。緩和すると、弊害が起こる、消費者利益が損なわれるという主張でございまして。

国際比較の観点から言いますと、現行の規制の緩和は国際的スタンダードから外れる。

また、メーカーの利益だけではなくて、消費者の利益の確保の観点から必要ではないかということ。

次に、これまでの経緯ですけれども、従前ありました指定再販制度、個別の品目ごとに適用除外をやっていたというのがあるのですけれども、それが見直しをされて、平成9年に廃止されているということ。あるいは課徴金の導入ということで、平成21年には再販価格維持行為が新たに課徴金の対象になったことにも留意する。要するに、規制を強化する方向になっているということでございまして。

最後が、ガイドラインの内容が明らかでないという点に関わる部分につきましては、公正取引委員会としては、要望については、既にQ&Aという形で明確化してありますということでございます。

以上が、流通・取引慣行ガイドラインの見直しの結果でございます。

○安念座長 では、1項目ずつやりましょうか。

今、御報告をいただきました点について、どうぞ、御議論をいただきたいと思っております。いかがでございましょうか。

何か、私どものこれまでの態度を変えなければならないような情報はございますでしょうか。もっと先鋭化すべきである方向に変えるべきか、あるいはその一部をもうちょっとマイルドにするように変えるべきか。どんなものでしょうか。大体、こういうことを言うてくるのではないかなと思うことを言ってきた感じはなくはないのですけれどもね。

○柿原参事官 座長、済みません。事務局からA3判の資料を全く説明しませんでしたので、注目すべき点を若干補足させていただければと思います。

○安念座長 お願いします。

○柿原参事官 A3判の資料で、大きくて、かつ字が余り大きくないので、恐縮でございます。

この資料のうち、注目すべきは、日本の部分の書き方でございます。先ほども少し総論的には申し上げたのですけれども、公正取引委員会の説明の仕方について、若干これまでのワーキング・グループの御議論を意識したような部分も散見されますので、その部分

をピックアップして御紹介できればと思っております。

例えば、2 ページ目の質問の②に対する答で、これは何かといいますと、垂直的制限に係る違法性の判断の基準をどうしていますかという質問でございます。その1. について「当然違法または原則違法の原則を採用しているか。その場合、対象となる制限行為は」というのが質問事項です。

それで、これは言葉のあやみたいなところもあるのですけれども、日本の欄が左から2 つ目ですが、1. で、当然違法とは、米国の判例法上、一切の正当化を許さず、行為の外形から一律に違法とする考え方であるということです。

その次ですけれども、日本の独占禁止法では、再販価格維持行為は、正当な理由なく行われるものは禁止されており、原則として違法とされているが、正当な理由がないかどうかについて、市場における公正な競争秩序に悪影響を及ぼすおそれがあると認めるかどうかを判断しており、公正取引委員会の立場としては当然違法の原則を採用していないという言い方をしているのです。

それに関連して、具体的には同じ2 ページ目の下から2 行目、日本の欄ですけれども、なお、流通・取引慣行ガイドラインでは「メーカーが流通業者の販売価格（再販売価格）を拘束することは、原則として不公正な取引方法に該当し、違法となる」と記載しているところ、これは、正当な理由があると認められる場合には例外的に適法となり、それ以外の場合には違法となるということで、原則違法ではないのだと。

さらにその下で、非価格制限行為についても、競争者を排除することとならないかどうか、価格競争を阻害することとならないかなど、まさに「市場における公正な」という、「市場における」という用語は先ほども出てきましたけれども、従前の彼らの説明では行為だけで、必ずしも市場を前提としない説明をされていた部分もあったのですが、ここは市場における公正な競争秩序に悪影響を及ぼすおそれがあるという言い方をしています、当然違法でも原則違法でもないという言い方をしています。

あるいは次に、過去の判例の解釈といいますか、そこから導き出される考え方ですけれども、3 ページ目の下から3 行目です。質問の内容は「違反要件の要素に、競争促進効果を考慮しているか。その場合の範囲は」ということについてです。

これも同じく、左から2 番目の日本の欄を見ていただきますと、再販価格維持についての最高裁判決がありまして、いわゆる粉ミルク判決という、和光堂の件です。再販価格維持行為により、行為者とその競争者との間における競争関係が強化されるとしても、仮にブランド間競争があるとしてもということですが、必ずしも相手方たる当該商品の販売業者間において自由な価格競争が行われた場合と同様な経済上の効果をもたらすものでない以上、要は各小売ベースでの価格競争の実態を見て、競争阻害性のあることを否定することはできないというべきであるということ、ブランド間競争があったとしても、小売間の、販売業者間の競争阻害要因があるのであればだめですという解釈が一般的とされています。

問題は次でして、当該判決の趣旨からすれば、メーカーのブランド間競争による小売業者間の競争促進効果が、ブランド内競争を制限することによる小売業者間の競争制限効果を上回り、小売業者間の競争が促進される場合には、先ほど御説明した正当な理由があると認められる余地があると考えられるということで、これもなかなか今まで彼らから言われたような話、あるいは記載に出てこない。ここだけを読むと、ただちに違法ということではなく、ブランド間競争の促進効果も意識して、それを前提とした書きぶりにはなっています。ただ、注意深く書いてあって、正当な理由があると認められる余地があるという言い方にはなっています。

次が5ページ目の一番下のところで、これも同じく日本の部分ですけれども、非価格制限行為についての考え方です。これについても、先ほど御説明しましたが、市場における公正な競争秩序に悪影響を及ぼすおそれがあると認められるかどうかを判断する。価格競争を阻害することになるかどうかというのは、総合的に判断するのだということで、競争促進効果について考慮すべき事情があれば、それも考慮するというので、①から④の具体的な例示が挙がっているところでございます。

6ページで、いわゆるセーフハーバーの議論がありまして、特に非価格制限行為についてのセーフハーバー規定については、以前、EUの例を御説明したかと思うのですが、これは右から2つ目にEUの非価格制限行為について、垂直的制限行為についての話で、6ページ目の右から2つ目の真ん中より少し下で、③の箱の1. の3つ目のパラグラフで、EUでは、ハードコア制限行為に当たらない垂直的制限行為については、日本と異なり、売り手の市場シェアだけでなく、買い手の市場シェアも見ることとされ、売り手と買い手の市場シェアがいずれも30%以下の場合には、セーフハーバーの対象となる。

この30%という数字は日本より高いのですけれども、EUは買い手の市場も対象にするということで、注意が必要ということでございます。

次が最後で、7ページ目ですが、非価格制限行為のうち選択的流通制度についてEUの説明で、右から2番目ですけれども、2. で、選択的流通制度とは、欧州委員会で決まっている。一定の基準に基づき選択された流通業者に対する仕組みですけれども、これについては、先ほど申し上げたセーフハーバーがありますということで、セーフハーバーに該当しないものであっても、セーフハーバーであったら当然適法ですし、セーフハーバーに該当しない場合であっても、①から③の要件を満たせば違法にならないということでございます。

これに対する日本側の解釈といえますか、公正取引委員会の考え方が左から2つ目にありますけれども、2. の中ほどで、流通・取引慣行ガイドラインでは、先ほどの説明で、非価格制限行為についても、競争者が排除されたり、価格競争が阻害されたりする場合に違法となる。

そこで、EUで適法性の要件を満たす選択的流通制度については、競争者を排除することとはならず、価格競争を阻害することとはならないと考えられることから、流通・取引慣

行ガイドラインに照らしても問題となるものではない。すなわち、日本の仕組みもEUの選択的流通制度が適法だったら適法ですということを書かれております。

説明は以上でございます。

○安念座長 どうもありがとうございます。

今、事務局から説明していただきましたけれども、私もこのA3判の紙を見ますと、ある程度は軟化しているといいますか、その兆候は見られます。特に、もともとの流通・取引慣行ガイドラインでは、インターブランド競争とかイントラブランド競争というものについて少なくとも明示的に言及したものはほとんどなくて、一応、このガイドラインの中から言葉を拾ってはいるのですけれども、そこに最近はやりのといいますか、最近はやりといっても、アメリカでは1970年代以来そう言われているわけですが、インターブランド競争を促進するのなら、イントラブランド競争はなくなってもいいではないかという考え方をやや取り入れた表現ぶりがちらちらと見えて、それはそれで我々にとってはポジティブな兆候ではないかと考えております。

何かコメントをいただくことはございませんか。

私ばかりがしゃべってなんですけれども、それでは、せっかく少し態度のいいところを見せてもらっていますから、この方向で我々としては押していくのですが、一応この前、我々のポジションペーパーを議論したときにもいろいろ御意見をいただいたところですが、我々の基本的な立脚点としては次のような態度で押していったらどうかと思っております。

まず第1に、当然のことながら、消費者の利益を重視するということです。ただし、消費者の利益は、他の条件が同じであれば、もちろん、価格は安いほうがいいわけですが、価格だけが消費者の利益ではないということも留意しなければならないことだと思えます。ただ、いずれにいたしましても、そういう包括的な意味で消費者の利益を最優先・再重視するという、これは当たり前の出発点と思えます。

一方、ガイドラインができたときと比べますと、メーカーと流通、小売との力関係や形態が非常に変わっていることにも留意しなければならないので、時代に即したガイドラインの見直しが必要であろうというのも我々のもともとの出発点であったかと思えます。

それから、これは今のA3判の紙にもちらちらと出てきたことですが、垂直的制限によって、いわば得られる利益と失われる利益を比較考量して、得られる利益のほうが大きければ垂直的制限を認めてもよいではないかという方向で議論すべきであると思っております。このことは結局のところ、ブランド内競争を制限しても、ブランド間競争がより促進されるならば、それでその行為は認めてもよいではないかというのが基本的な物の考え方になるだろうということでございます。

それから、具体的なガイドラインへの表記の段、表現に落とし込む段階に進めば、今までの基本的な立脚点に立って、できる限り違法な行為と適法な行為の境目をはっきりさせていただいて、企業が萎縮的にならないようにするという。でき得るならばEU的なセーフハーバー規制をとって、ある範囲内では企業が安心していろいろな販売政策をとれる

というようにするのが望ましかろうと思います。

以上が大体、皆さんからもお話を伺って、我々として立脚すべき点ではないかと思いますが、以上の点は垂直的制限一般に関わることでありますから、再販価格維持と非価格制限とが全く違うものとして扱うわけではないけれども、とりわけ非価格制限については、今まで申したようなことを強く打ち出していくのが我々の全体的な方向になるのではないかと考えておりますが、いかがでございましょうか。

松村先生、そんな感じでいいですか。

○松村委員 はい。

○安念座長 座長代理もいいですか。

○滝座長代理 はい。

○安念座長 今のような感じに進むことで、どうでしょうか。

○稲田大臣 今のお話を聞いて、すごくいいと思います。その方向で。

○安念座長 ありがとうございます。

久保利先生はどうですか。独禁法の事件をなさったことはあるでしょう。

○久保利専門委員 あります。価格カルテル審判で勝ちました。

○安念座長 どんな感じですか。基本線ですけれども。

○久保利専門委員 この方向感でいいのではないのでしょうか。

○安念座長 こんなものでいいですか。

○久保利専門委員 大分クリアになると思います。

○安念座長 この前も出た話ですけれども、もちろん、相談制度があることはいいのですが、企業にそれで全部賄ってくれというのはちょっと難しいですね。やはりルール段階で相当程度はつきりさせてもらわないと、企業の実務者にとってはちょっと難しいですね。

○久保利専門委員 そうですね。相談に行ってもダメと言われるのも怖いでしょう。

○安念座長 わかりました。

では、後から御意見をいただいても全然構いませんので、一応、今、申しましたような基本線で今後進めてまいりたいと思います。

それでは、ダンスへ行きましょうか。

○柿原参事官 では、引き続きまして資料2を御覧ください。こちらはダンスに係る風俗営業法の規制です。こちらは何回か御議論いただいているテーマでございまして。

「規制の概要・課題」でございまして、概要としては、風俗営業法上、ダンスをさせる営業というのは風俗営業の一つとなっていて、都道府県公安委員会の許可が必要ということでございます。

課題としては、御議論いただいたものをまとめたものですが、ダンスという切り口の規制は、クラブやその周辺でのいろいろな問題に対する有効な解決になっていないのではないかということ。風俗営業法の保護法益が何なのか。それに照らして有効な規制を行うべきではないかということでございます。



概要を先に御説明しますと、これは警察庁が規制所管であります、その回答です。

まず諸外国の状況であります、各国とも、キャバレー、ナイトクラブ等を規制する法令があつて、主に許可制ということでございます。

2つ目に、規制対象は何かということですが、アメリカはダンスホールやキャバレーの運営等となっているようです。イギリスはお酒あるいは規制娯楽の上演ということで、各国によっていろいろありますということ。

3つ目に、営業時間の規制を見ていますと、国によって当然できる時間帯が違うのですが、日本以外の各国については、各国の許可当局、行政機関の裁量に委ねられている部分が多いということでございます。

4点目で、営業店舗の規制ですけれども、構造で、これは外から見える、見えないという話、あるいは床面積の規制、立地場所についての許可の可否についても各国の行政機関の判断となっているということでございます。日本はこの点、国家公安委員会規則という法令や各自治体の条例になっているということでございます。

(2)で、規制の維持についての警察庁の主張で、3点ございます。

3点のうち、最初の1点目と2点目はこれまでの主張をまとめているものでございますが、規制の見直し等によって、善良の風俗あるいは清浄な風俗環境を害したり、少年の健全な育成に害を及ぼすことのないように留意する必要があるということ。

2つ目は、この種の問題は地域性が強く、国によってはお酒については日本より厳しいと。国によっては客にダンスをさせる営業も規制対象になっているということ。したがって警察庁としては、諸外国の制度を単純に比較して我が国の規制を論じることは、必ずしも適切ではないという見解です。

3点目で、一般的な話ではあるのですけれども、少し言いなりに注意が要るのが、現段階においては客にダンスをさせる営業に対する規制を撤廃することは適当でないという見解ではありますが、一般論として言えばということでの留保はついてはいますけれども、この規制については、これまでも見直しを行ってきたので、今後とも、関係各方面の意見等を踏まえ、適切に判断していきたいということで、この規制は見直さないわけではないと。含む言い方ではあります。

今度はA4判の横紙ですけれども、つくりは資料1と同じでございます。日本が一番左側で、アメリカについてはサンフランシスコとニューヨークで、イギリスとフランスということでございます。これも特筆すべき点を簡単に御紹介します。

1ページ目で、2.の規制対象となる営業の定義であります。

アメリカは、先ほど申し上げたように、ダンスホールの運営が規制になっている。ニューヨークについてはキャバレーも入っているということです。イギリスはお酒、規制娯楽で、その一部としてダンスがあるということでございます。なお、フランスはダンスフロアを使用することを主たる活動とする飲料提供店になっています。

次に、ダンスの定義です。2ページ目から3ページ目にかけてですけれども、質問番号

としては3.です。ダンスの要件、あるいはダンスの定義はということです。

これについて注目すべきはアメリカのサンフランシスコでありまして、左から2つ目で、ダンスについては2種類あるということで「General」といって、18歳以上の者の参加が認められるダンスと「Special」といって、16歳以上20歳以下という、限られた人に認められたダンスということになっています。これを頭に入れておいてください。なお、他のところは定義がないということになっています。

4.の規制対象となっている営業の営業可能時間がです。

日本は原則、午前0時までということで、営業時間指定についても条例で午前1時までが原則。

それに対して各国ですが、まずサンフランシスコは、先ほど申し上げたように「Special」と「General」の2つがありまして「Special」については16歳から20歳のもので、これは日本と近くて、午前0時までで、それに対して「General」については18歳以上ということなので、これは午前2時までということになっています。なお、例外がありまして、先ほど御説明しましたけれども、エンターテインメント・コミッションということで、当局が許可する場合は、それ以外であってもできるという、ここは裁量があるということになっているとのことであります。

次のニューヨークでございますが、午前4時までには営業可能ということで、これについても特別な場合にはコミッショナーの裁量でこれ以外、つまり午前4時以降であってもできるということで、ただ、未成年の立ち入りが頻繁なところについては午前1時までとなっていますので、ここは青少年保護規制が入っているということです。

イギリス、フランスについては、裁量になっているということが書いてあります。

5.は青少年規制ですけれども、これは一定の配慮がそれぞれされているということでございます。

6.の営業店舗規制については、ダンスについて、日本で言う風俗営業の保護法益であるところの善良な風俗という観点とは少し違う切り口とっております。

アメリカのサンフランシスコであれば、フロアの広さと照明が物理的に適正かということ。ニューヨークであれば、これは日本も他の部分を合わせると同様の部分が出てくるかと思うのですが、衛生、消防、建築、用途地域、水道・ガス・電気といった一般的な事項です。イギリスについても詳細は営業許可当局が決めるということでございます。

7.の立地場所についても、同様でございます。

最後に、6ページ目の8.です。店舗周辺におけるいろいろな問題、騒音や混雑についての義務付けです。

アメリカのサンフランシスコにおいては、許可を受けたダンスの監視をするため、1人以上の警備員を置く義務がある。ニューヨークについても、監視用のデジタルビデオカメラの設置、警備員の配置、苦情受付担当者の設置ということがあるとのことです。イギリス、フランスについてもそれぞれ、これも行政の規則になっているとのことでございます。

なお、それぞれ音とか振動といったものが規制の対象になっているということでございます。

以上です。

○安念座長 ありがとうございます。いかがでしょうか。

私どもは前から、今の3号営業を主眼にして、要するに接待のない営業で、ダンスプラス飲み食いの飲み食いのほうに着目して、深夜飲食業の規制と同じにすればいいではないかという攻め口であり、かつ昼間は18歳未満が入ってもいいでしょうという、そういうものが基本的な切り口で来たわけですが、どうでしょうか。今回、諸外国の例を調べていただいて、我々が特に態度を変えなければならないようなところとか、あるいは参考になりそうなところは何かございますでしょうか。

どうぞ。

○久保利専門委員 英国では営業許可当局は、多分、地方自治体だと思うのですが、「それが決定する」という調査結果は国際先端比較をしたことにはならず、各自治体の基準を示してその国の中ではどれくらいバリエーションがあって、どんなふうになっているのかわからないと、これを見て直ちに、英国の例は参考になるとかならないとか、何も言えないのですよ。

米国にしても、では、シカゴはどうか、ニューオーリンズはどうかという話になって、結局みんな、ある意味で言いますと、それぞれの地域で住民たちが自分たちで決めてやっているということなのだろう。それを日本では国が全部、善良の風俗まで面倒を見るというのが何か私は違和感があるというのが一番の原点です。その意味で言いますと、この制度比較をしていただいたのは大変御苦労さまで、ありがたいのですが、では、これが日本にどう役に立つのか。この比較の結果、何が言えるのかといいますと、余り言えないのかなと私には思えるのです。

これは質問ですが、座長、どう考えたらいいのでしょうか。

○安念座長 それはおっしゃるとおりです。いろいろあるということがわかっても、それはある意味で初めからわかり切ったことですね。ただ先生、大体見てみますと、サンフランシスコ、ニューヨーク、ロンドン、パリと、少なくとも観光客がたくさん集まるようなところを念頭に置いているわけです。どこも大人のエンターテインメントで、午前0時で終わりなどという野暮なことを言っているところはない。このところは、確かに一応言えることなのではないかという気がします。それは当たり前ですね。世界中から観光客が来るところで、大人がお酒を飲んだり踊ったりするところを午前0時でやめろ、場合によっては午前1時まで認めてやるなどという、そんなことを言っているところはやはりないのだなという、それは一応わかったのではないのでしょうか。

他にいかがでしょうか。これは私の感想を申し上げているだけですけれどもね。

どうぞ。

○滝座長代理 しかも、ダンスという項目はおかしいですね。一番心配しているのは、そ

れを利用する反社会がいるということです。健全なるナイトクラブというとおかしい言い方に聞こえるかも知れませんが、エンターテインメントを提供している、町を楽しんでいる部分を結果的に潰してしまうような項目は外してもらいたいです。

○安念座長 しかし、警察の調べた結果では、ダンスホールと称するものがサンフランシスコやニューヨークでも規制の対象になっているかのごとく書かれていますけれども、ダンスホールなどという英語はあるのですか。私はそちらのほうが疑問なのです。キャバレーとかナイトクラブというのは確かに英語の語彙としてありますが、ダンスホールはどうなのでしょう。私は知りませんが、ひょっとして和製英語なのではないかなという気がするのです。

いかがでしょうか。まあそれはひとつ調べていただくとして、我々が提案してきた、大人のエンターテインメントとしては深夜やってもいいでしょう、それから、昼間は、接待付きは別問題ですけれども、未成年者が出入りしてもそんなに悪くないのではないでしょう、という二点については、調べていただいて、ある程度サポートしてもらえるような材料がちょこちょこ散見されている感じがするのです。

それで、先ほど申しましたように、事務局につくっていただいた案ですけれども、3号営業の規制を大幅に見直すという基本的な方向はやはり別に間違っていないのではないかと、という気が結論としてするのですけれども、その方向でよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○安念座長 日本でいうクラブと称するもののちょうどカウンターパートになるものが欧米にあるのかどうかは知りませんが、特にヨーロッパの感覚ですと、大人の遊びというものは大体9時、10時頃からゆっくり飯を食って、それから始まるという感じだと思いますよ。ほとんど高校生の門限みたいなことを言い出すのは本当に不思議な感じがするのです。

では、規定方針で基本的に行くことにいたしましょう。

次に、高圧ガスのほうに行きましょう。

○柿原参事官 それでは、資料3を御覧ください。「研究設備等に関する高圧ガス規制の緩和」です。

規制の概要はそこにあるとおりですが、日本の場合、高圧ガス保安法がございまして、今、問題になっているのは、事業所全体でガス使用量を合算して、1日に100m<sup>3</sup>を超える場合には第1種製造者となり、設備の新設・変更の場合は許可が要るということです。

課題としては、その下にありますとおり、研究設備については変更が多いのですけれども、個々の設備の処理量が小さい場合であっても、事前に許可申請が必要ということで、研究開発の遅れを招いているということがございます。

こちらにつきましては、その概要にありますとおり、まず「(1) 諸外国の状況」ですけれども、高圧ガスの利用に関する法律として、日本はその法律があるのです。ただ、イギリスでは労働安全衛生法、ドイツでは雇用保護法です。アメリカでも連邦法としては

労働安全衛生法で、州によっては、例えばカリフォルニアでは消防法があるとのことでございます。

2つ目で、高圧ガスの利用ですけれども、日本とドイツ、カリフォルニア州では行政当局の許可が必要ということです。ただ、州法などでは、定期的なメンテナンス等以外の設置、変更、移設等については許可が必要であるということですが、ドイツなどでは、大幅な変更でない限りは許可が不要。アメリカの連邦法やイギリスでは、許認可制ではないということでございます。

次に、研究施設に注目しますと、アメリカの労働安全衛生法や州法、イギリスの安全衛生マネジメント規則では規制対象となっております。なお、イギリスでは圧力システム安全規則というものがあまして、この場合、研究施設については規制の対象外ということですが、リスクアセスメントが求められるということでございます。

以上の概要を踏まえまして、これは経済産業省が規制所管省庁でございますが、その考えとしては、3点あるということです。

1点目については、研究施設の変更等について、安全性の確保のため、リスクがありますから、適切なリスクアセスメントが必要ですということ。

2つ目に、研究設備だから安全だとはいえない。

3つ目に、これは大事な点なのですけれども、国際的な競争が激しい化学分野においては、経済成長との関係で、現在の許可制を届出制にしてほしいという規制緩和の要望があるということを踏まえて、小委員会で説明を聞いて、検討を開始したということでございます。つまり、彼らの審議会でも問題意識は持っているということです。

これについても、その下に、今度はA3判の縦読みで恐縮ですけれども、それぞれ研究設備を含む高圧ガス規制について、日本以外にはアメリカのカリフォルニア州、イギリス、ドイツということで、今、説明したことの詳細が書かれております。

ざっくり言いますと、今、説明しましたけれども、ガスということに注目するのではなくて、まずは労働者の安全という観点で、安全性を見るということであっても、それぞれ形式的に、日本で言えば1日当たり100m<sup>3</sup>ということで、そういった形式基準になっている部分は、リスクアセスメントとなっており、規制のやり方が違っているということでございます。

なお、詳細は技術的なことにわたりますので、具体的な説明は省略させていただきます。よろしく申し上げます。

○安念座長 ありがとうございます。いかがでしょうか。

どうなのですか。研究用の設備だから、研究用でない、つまり生産用のものと比べて規制を変えるわけにはいかぬというお考えのようで、一見そうかなという気もするのですけれども、小林さん、どんなものですか。普通、メーカーは何かしらガスを持っていますね。

○小林専門委員 いずれにしても、扱う場所が、これは大きいから、小さいからというセンスはないのです。やはり意識としては、高圧ガスによって災害がもたらされた場合にど

うという被害が及ぶかという意識がはなからありますので、そういう意味では小さいからどうこうではなくて、しっかりした、この前も言っていましたけれども、規制でなく安全確保のためのアセスメントをきちんとする方向で考えるべきだと思うのです。

ですから、多少のものを付加するから特別の配慮が要るかといいますと、そこまでは要らないのだろうなど。前回、ここで議論しましたけれども、そういう話だと思います。

○安念座長 やはり、例えばコンビナートなんかの非常に大きな施設で、周りの住民の人々にも迷惑をかけそうなものについて許可制というものは、ある程度わからなくはないのですが、そんなに大きくないもの、それを研究用という視点で定義するか、あるいはキャパシティーやボリュームの視点で定義するか、また第3の視点で定義するかは別問題ですけれども、自分のところの労働者が災害をこうむようなことは、基本的には自己防衛といえますか、真つ当な企業なら自分の損になる以上しないでしょう、という切り口でいいような気がするのですが、どんなものでしょうか。

○小林専門委員 まさに座長の言われたとおりだと思ひまして、特に高圧ガスの場合は、大きな工場の敷地内の一部に研究所も併設されている場合が多いのです。そういう場合にはやはり管理の一元化ということであって、それにより管理が非常にしやすくなる。

研究施設の中に、特別なそういう高圧ガスというものは極力、意識としては置かないようなことをします。それにより管理という意味で同じレベルの管理が研究でも得られると。今、そういう方向でやっています。

○安念座長 わかりました。ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

どうぞ。

○松村委員 蒸し返して申しわけないのですが、もともとの御要望は多分、製造という段階ですと、一旦決めれば、その後は頻繁に変えることは余り想定されないとしても、研究目的だったら、マイナーチェンジは頻繁にある。

ですから、研究用だから甘くていいということではなく、頻繁にマイナーなチェンジがあると想定されるものに対して、そういうことがあまりない工場への規制と同様の規制をかけると著しく競争力を損ねるといふことのわけです。

○安念座長 そういうことです。おっしゃるとおりです。

○松村委員 ですから、小さな変更で、なおかつ、そのような変更が安全上問題ないことをきちんと確認する管理体制、全体としてのガバナンスが整っておることを事前の許認可の段階でちゃんと見てもらえば、それ以降のマイナーチェンジまで厳しく規制しなくてもいいという整理になるのだと思います。

○安念座長 変更の、初めから織り込んで。

○松村委員 予めちゃんと許可を受けるから、その後の小さな変更は任せてくれという、そういう程度のこと。

○安念座長 おっしゃるとおりです。

○松村委員 研究だから緩めてくれ、危なくて大丈夫と言っているのではないことは、強調する必要があります。

○安念座長 当たり前の話ですけれども、大きな生産設備はもともと、お金がかかり過ぎて、そんなに変えられるものではありませんから、マイナーチェンジがたくさんあるのに、いちいち許可を受けなければいけないのは大変ですよという話でしたね。研究だからというよりも、頻繁なマイナーチェンジは当然に予測されるからですね。

○松村委員 それに関して、別のカテゴリーである種の許可を設けるというのも解決策になるわけですね。

○安念座長 そうでしょうね。

○松村委員 不必要に競争力を損なうことにならないよう、何とかすべきです。

もう一つ、私、すごく不満な点があります。平成26年3月10日に小委員会を開いたのですね。つい最近ですね。

○安念座長 つい最近開いたのです。

○松村委員 お願いしたのは一体いつなのか。他の審議会では、経済産業省ではものすごく迅速に、安念先生が一番被害に遭っているのだと思うのですが、びっくりするぐらい迅速に対応する、問題が起こったらすぐに委員会を立ち上げている。

○安念座長 そうです。

○松村委員 審議会のびっくりするぐらい早期の立ち上げ、早期決着の例がたくさんあるのに、この問題に関してのんびりし過ぎではないでしょうか。

○安念座長 彼ら保安部門にはやはりそんな感覚があって、人を集めて、やはり1年はやるのです。そんな感覚ではないでしょうか。

事務局、これは何とか委員会に提示されたのですけれども、要するに具体的な議論が必ずしもその段階では始まったわけではなくて、規制改革会議がうるさいことを言っているぞということをとにかく皆さんにお知らせしますという、それだけで終わっているのですよ。

○柿原参事官 恐らく、この要望があったということの報告があっただけだと思います。

○安念座長 ただ報告があっただけで、真剣にやるかどうかはよくわからない。

○柿原参事官 その点について若干補足しますと、安全規制を所管する審議会の一般的なやり方としては、エビデンス、データについて、関連するものをある程度そろえてから、それを見てからということになるかと思しますので、問題意識を仮に持っていたところで、関連するデータが集まらないと実質的な議論は難しい面もあるかもしれません。しかし今までの蓄積を活用するなどのろいろなパターンがあると思うので、タイミング的にはよくわからない部分もありますということです。

○安念座長 我々が専門的知見を手持ちの道具として持っているわけではありませんから、最終的なルールは専門家につくっていただくしかありませんけれども、そうゆっくりやってもらってもできない。そこで、専門家の検討にこういう方向付けをしてくれ、期限の

問題も含めて、こういう方向付けで議論を進めてもらいたい、というふうに縛りをかけるというやり方になるでしょうね。

どうぞ。

○小林専門委員 いずれにしても、許認可ではなく、届け出で済ませたいという意向なのです。この大きなコンビナートエリアとかであれば、特に高圧ガスについては専門家の固まりでありますので、セルフチェック、自分たちできちんとしたアセスメントチェックをしたものをあわせて届け出て了解ということではないと。何もチェックがないと規制側も確認のしようが無いと思います。許可方式はやめて届け出とセルフチェックも合わせた資料で何とか了解してほしいという気持ちではあります。

○安念座長 そうだと思います。ありがとうございます。

では、これも基本的には規定方針どおり、許可制から届出制にできるところはできるだけしてもらおうという方向で、専門家の議論を促進していただきたいとお願いしてみましよう。

それでは、国際先端テスト関係はこれくらいでよろしゅうございますか。

では、本日はここで終わりにいたします。